香川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

香川労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間813円」を「１時間823円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

香川労働局長　谷川　隆一

第４号中「１時間767円」を「１時間777円」に改める。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に広島県呉市音戸町南隠渡一丁目1918番地株式会社音戸工作所音戸工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 11 月 15 日

広島法務局呉支局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成25年９月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 15 日

財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	セブンスター・リアルリッチ	ＦＫ　20本ソフトパック	日本	440円
紙巻たばこ	セブンスター・リアルスモーク	ＦＫ　20本ソフトパック	日本	440円

国営北野土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営北野土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 25 年 11 月 15 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営北野土地改良事業計画書（区画整理）の写し

２　縦覧期間

平成25年11月18日から平成25年12月13日まで

３　縦覧場所

北海道上川郡鷹栖町事務所

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
宮城県仙台市青葉区国見６丁目17―11　コーポ雷103号	松木　義則	特願2010―79338	拒絶査定の謄本
茨城県つくば市森の里５―６	小林　隆光	特願2010―105820	〃
沖縄県中頭郡北谷町美浜一丁目１番７号	株式会社テックス	特願2012―134232	出願却下の処分
島根県出雲市下古志町1574―４　心の医療センター	柳楽　久明	特願2013―121262	補正指令書
和歌山県和歌山市手平１―９―25	小上　滋	実願2012―7990	〃
東京都板橋区赤塚７―19―15第一鈴木ビル101号	吉川　直子	商願2012―45182	拒絶査定の謄本
沖縄県那覇市泊３丁目１番地２　Ｆステージ泊705	金城　寿男	商願2013―2693	登録査定の謄本
東京都渋谷区広尾１―13―１	ハー　ヴェー　アフロディーテ株式会社	取消2012―300682	審決書謄本
No. 420 Huanshi East Road, Guangzhou City 510400　Guangdong Province (CN)	ＱＩＵ　ＨＯＮＧ　ＪＩＥ	異議2012―685003	取消理由通知書
No. 420 Huanshi East Road, Guangzhou City 510400　Guangdong Province (CN)	ＱＩＵ　ＨＯＮＧ　ＪＩＥ	異議2012―685003	異議の決定謄本
中国広東省東莞市常平鎮橋櫪村担水拗工業区	東莞市安美扣具　有限公司	判定2013―600003	判定請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 25 年 11 月 15 日

特許庁長官

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が死亡したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２４年（家）第１０４８号

高知県高知市知寄町２丁目２番41―901号知寄町マンション

申立人　小椋　祐子

代理人弁護士　松本　隆之

本籍高知県南国市十市1579番地１、最後の住所高知県高知市東雲町５番４号斉藤アパート102、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日平成24年３月17日、出生の場所高知県須崎市、出生年月日昭和３年10月11日、職業無職

被相続人　亡　土居　　菊

事務所高知県高知市小津町９番７号

相続財産管理人　伊藤　　真

高知家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２５年（家）第１２８０号

岡山県倉敷市五日市奥畑780―１　木もれび法律事務所

申立人　弁護士　清水　善朗

本籍岡山県笠岡市金浦1459番地４、最後の住所岡山県笠岡市神島3626番地７　特別養護老人ホーム天神荘、死亡の場所岡山県笠岡市、死亡年月日平成24年９月24日、出生の場所岡山県小田郡笠岡町、出生年月日大正４年７月10日、職業無職

被相続人　亡　笠原　愛子

催告期間満了日　平成26年６月30日

岡山家庭裁判所倉敷支部